

第19回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和2年7月29日(水曜日)
午後1時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

(2) その他

3 閉 会

市 町 村 長 様

第22回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について（ご報告）

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第22回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおりご連絡いたします。

1. 日時 : 令和2年7月28日（火）17時00分から19時07分まで
2. 場所 : 大阪府新別館南館8階大研修室

【結果概要】**(1) 新型コロナウイルス感染症の府内発生状況**

○検体採取体制の拡充について

今後、保健所を介さない受診調整機能付地域外来・検査Cの設置などにより、8月初旬には、1日約2,300検体のキャパシティを確保予定。引き続き、約2,500検体以上の確保をめざす。

○宿泊療養施設の確保について

現在、2つのホテルを運用中であり、712室を確保。8月には、4施設で約1230室を確保予定。

(2) 現在の感染状況及び療養状況と今後の取組み

○現況の検証

7月12日にイエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請を行ったが、感染拡大傾向が続いており、この傾向が続いた場合、今後、病床のひっ迫が予想され、医療提供体制への影響が懸念。

○今後の取組み

- ・医療提供体制等確保のために、軽症中等症対応の必要病床確保、軽症者対応のホテルの整備・拡充の検討を行う。
- ・「患者受入軽症中等症病床使用率」及び「患者受入宿泊療養施設部屋数使用率」を参考指標に追加し、日々モニタリング・見える化を実施。

(3) イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請等

○イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

現在の感染拡大状況を踏まえ、府民の行動変容を促すため、8月1日から8月20日までの期間において、以下の要請を実施。（ただし、今後、感染拡大の状況に応じて判断） ※詳細は【資料3-1】参照

- ・府民への呼びかけ
特に、「5人以上の宴会・飲み会を控えること」を要請。
- ・経済界へのお願い
5人以上の宴会・飲み会は控えること、業種別ガイドラインの遵守、テレワーク推進などを要請。
- ・大学等へのお願い
5人以上の宴会・飲み会は控えること、体調の悪い方は登校させず、検査受診を勧めることなどを要請。

○イエローステージ（警戒）2への移行の考え方

次のいずれかの場合に、イエローステージ2へ移行。

- ① 重症又は軽症中等症のいずれかの病床使用率が以下の基準に達した場合

重症病床：概ね35%、軽症中等症病床：概ね50%

- ② ①の基準に達しない場合でも、国や他の大都市と協議し共同で施設の使用制限等を実施する場合

○夜の街関連など事業所における感染防止対策の推進

今後、大阪市・府警本部・府社交飲食業生活衛生同業組合と連携し、ミナミ地区新型コロナウイルス感染防止キャンペーンを実施予定。

(4) その他

○「府政運営の基本方針2020」改定（案）

同日の戦略本部会議で決定された改定（案）について報告。

恐れいますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/22kaigi.html

（問い合わせ先）

代表：06-6941-0351

危機管理室 災害対策課

工藤、塩瀬（内4710）

新しい「大阪モデル」による感染拡大防止の推進 次の波におけるステージ毎の対応方針

	イエローステージ（警戒）		レッドステージ（非常事態）	
	①	②	①	②
■ 府民への呼びかけ	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・新たな生活様式（三つの密（密閉・密集・密接）の回避等）の徹底 ・重症化や死亡のリスクが高い方（高齢者、基礎疾患のある方）にクラスター発生施設や立地地域への外出にあたっての注意喚起、家族・親族間における感染防止の注意喚起 ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ、又は追跡システム登録の徹底 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設の利用者へのPCR検査受診の呼びかけ・積極検査の実施	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設への外出自粛	（イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止に必要と考えられる施設への外出自粛 ・府県間移動の自粛	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設への外出自粛 ・重症化や死亡のリスクが高い方が利用されているデイサービスやショートステイほか、通所系福祉サービスを可能な限り利用自粛
■ イベント	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底 ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底		（イエロー①の取組に加え） ・府主催イベントの自粛 ・その他、国からの要請に基づくイベントの自粛	（左記の取組に加え） ・ガイドラインが遵守されていない場合には自粛
■ 施設	（これまでの取組みのさらなる徹底） ・ガイドラインの遵守の徹底（感染防止宣言の呼びかけ） ・追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策の徹底 ・施設内での感染拡大が懸念される社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービス等）へのあらためての注意喚起 ・クラスター発生施設及び疑いのある施設に対する従業員へのPCR検査受診の協力	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染防止宣言をしていない施設の休止	（イエロー①の取組に加え） ・クラスター発生施設及び疑いのある施設のうち、感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止	（左記の取組に加え） ・クラスター発生施設、その他感染拡大防止に必要と考えられる施設の休止
■ 学校	・授業形態は、平常授業 ・教室の人数は、通常（40人まで） ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染防止対策のさらなる徹底		・授業形態は、分散登校・短縮授業・オンライン授業 ・教室の人数は、20～15人程度 ・感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）を実施しない	

低

病床使用率

高

※レッドステージでは、上記取組に限らず、感染状況を踏まえ感染拡大防止に必要と考えられる措置を実施。（例:生活維持に必要な場合を除く外出自粛 など）

大阪モデル モニタリング指標の状況について

[大阪モデル モニタリング指標の状況\(7月28日\) \[Excelファイル/453KB\]](#)

分析事項	モニタリング指標	7月28日 現在	府民に対する 警戒の基準	府民に対する 非常事態の基準	府民に対する 警戒・非常事態解除 の基準
1. 市中での感染拡大状況	(1)新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	1.99	(1)2以上 かつ (2)10人以上	-	(2)10人 未満
	(2)新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	82.14			
	【参考(1)】新規陽性者における感染経路不明者の割合	67.1%	-	-	-
2. 新規陽性患者の拡大状況	(3)7日間合計新規陽性者数 (うち後半3日間)	889 (383)	120人以上 かつ 後半3日間で 半数以上	-	-
	(4)直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	10.08	-	-	05人 未満
	【参考(2)】確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	9.8%	-	-	-
3. 病床等のひっ迫状況	(5)患者受入重症病床使用率	6.9%	-	70%以上 (「警戒(黄色)」信号が 点灯した日から起算し て25日以内)	60% 未満
	【参考(3)】患者受入軽症中等症病床使用率	24.1%	-	-	-
	【参考(4)】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	32.7%	-	-	-

第 22 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 2 年 7 月 28 日（火）17 時 00 分～

場所：大阪府新別館南館 8 階 大研修室

次 第

議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の府内発生状況

- ・新型コロナウイルス感染症の府内発生状況【資料 1 - 1】
- ・大阪モデル モニタリング指標の状況【資料 1 - 2】
- ・入院・療養の状況【資料 1 - 3】
- ・検体採取体制の拡充について【資料 1 - 4】
- ・宿泊療養施設の確保について【資料 1 - 5】

（参考）緊急事態宣言前後の人口増減状況について【資料 1 - 6】

（2）現在の感染状況及び療養状況と今後の取組み

- ・現在の感染状況及び療養状況について【資料 2 - 1】
- ・6 月中旬以降のコロナ陽性患者の発生状況【資料 2 - 2】
- ・現況の検証と今後の取組みについて【資料 2 - 3】

（3）イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請等

- ・イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請【資料 3 - 1】
- ・夜の街関連など事業所における感染防止対策の推進について【資料 3 - 2】

（参考）感染防止宣言ステッカー及び大阪コロナ追跡システムの登録状況等【資料 3 - 3】

（参考）キャンペーンにおける啓発チラシ【資料 3 - 4】

（4）その他

「府政運営の基本方針 2020」改定（案）【資料 4 - 1】

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 名簿

〈本部員〉

知事

副知事

副首都推進局長

危機管理監

政策企画部長

報道監

総務部長

財務部長

スマートシティ戦略部長

府民文化部長

IR 推進局長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長

府警本部長

〈オブザーバー〉

(地独) 大阪健康安全基盤研究所 公衆衛生部長

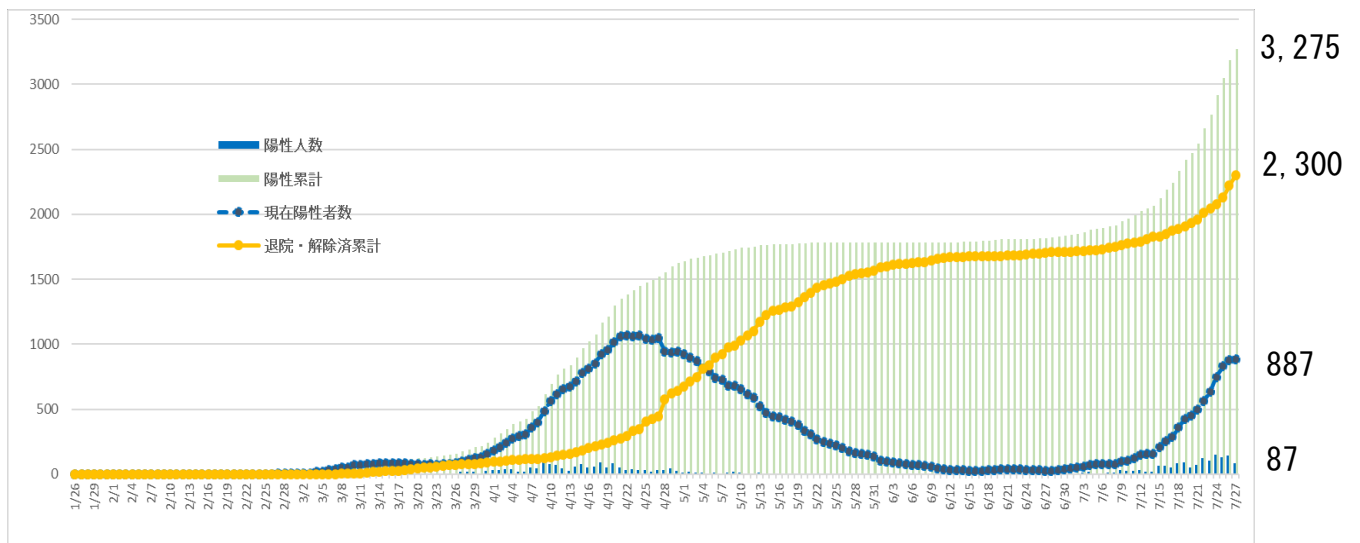
大阪市健康局首席医務監

新型コロナウイルス感染症の府内発生状況（令和 2 年 7 月 27 日現在）

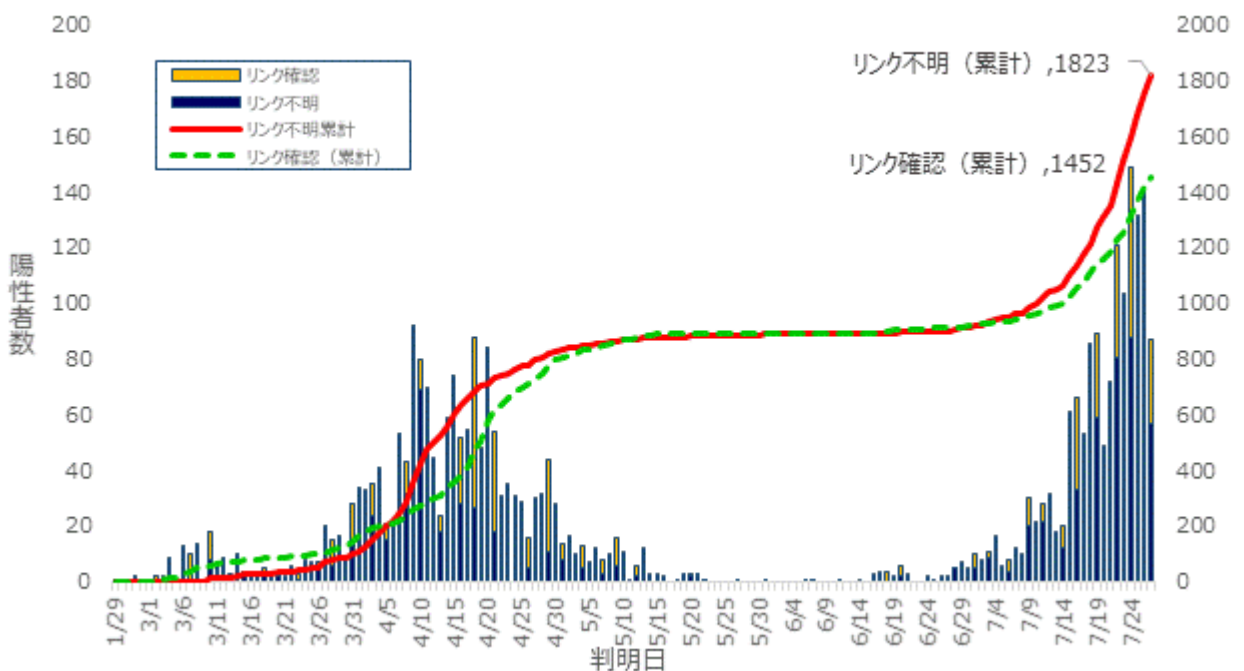
① 大阪府内の検査陽性者の状況

検査件数	陽性者数										
	陽性者数 累計	現在 陽性者数	入院調整中				自宅療養	宿泊療養	療養等 調整中	死亡	退院・解 除済 累計
			入院中	重症	入院 待機中	入院もしく は療養方法 の調整中					
64,055	3,275	887	235	11	34	88	192	228	110	88	2,300
前日比	87	9	18	0	-12	-109	53	-6	65	0	78

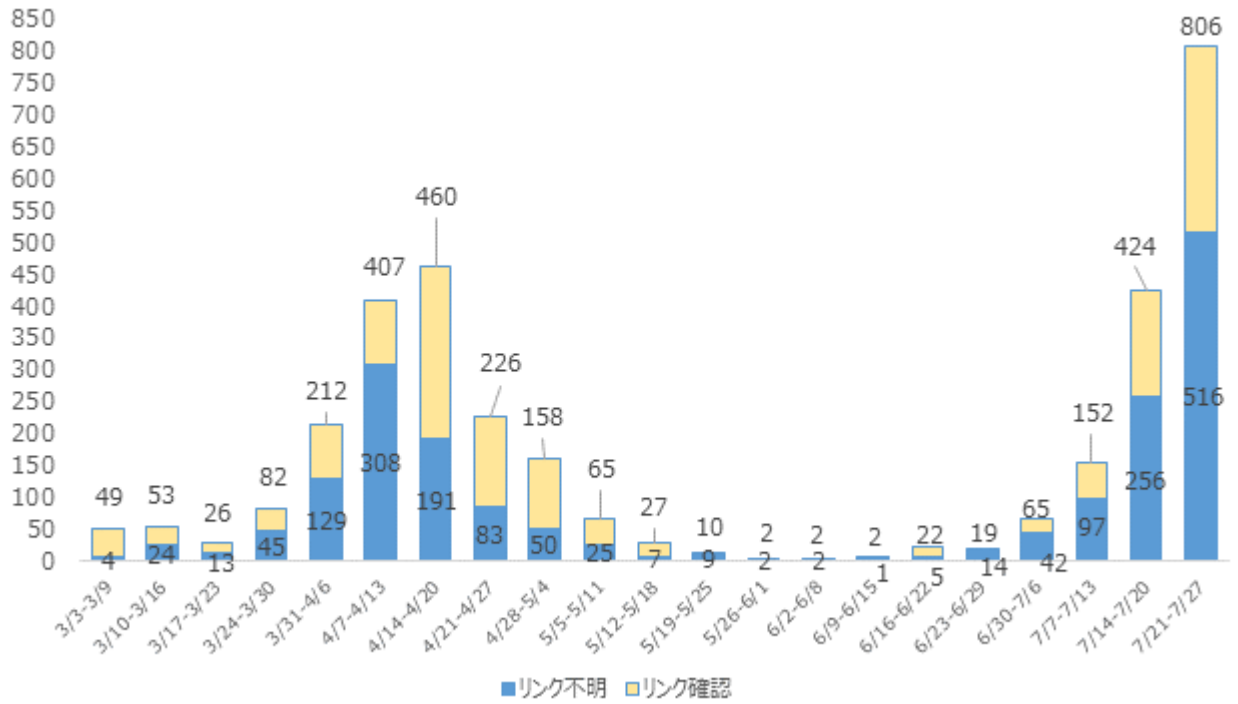
② 新型コロナウイルスの発生状況等



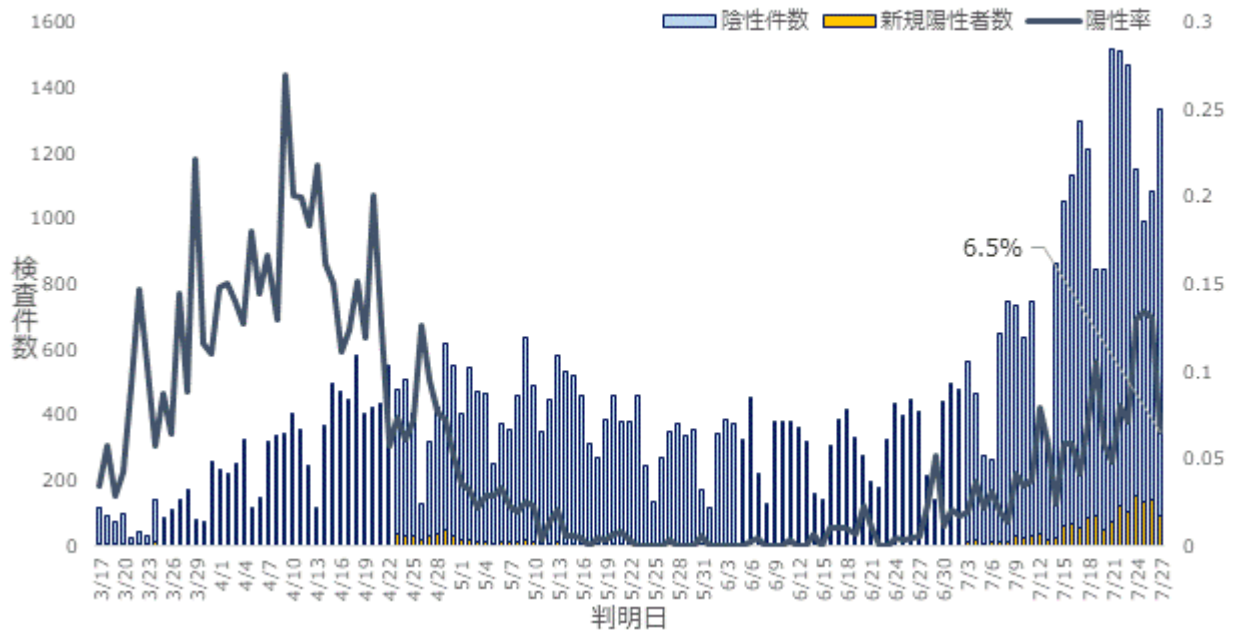
③ 陽性者数の推移



④ 7日間ごとの新規陽性者数の推移



⑤ 検査件数（陰性確認除く）と陽性率の推移



新型コロナウイルス感染症 大阪モデル モニタリング指標の状況

資料 1 - 2

【モニタリング指標ごとの状況】

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	7/21		7/22		7/23		7/24		7/25		7/26		7/27	
					非常事態の基準	解除の基準	非常事態の基準	解除の基準	非常事態の基準	解除の基準	非常事態の基準	解除の基準	非常事態の基準	解除の基準	非常事態の基準	解除の基準	非常事態の基準	解除の基準
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上 かつ ②10人以上	—	—	—		—		—		—		—		—		—	
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均		—	②10人未満	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●
						②41.29	②47.14	②53.57	②61.29	②66.29	②70.29	②73.71						
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上 かつ 後半3日間で 半数以上	—	—	—		—		—		—		—		—		—	
	うち後半3日間		476	536	574	670	716	768	806									
			210	242	297	374	385	422	360									
④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●	
					5.39	6.07	6.51	7.59	8.11	8.70	9.13							
(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	—	70%以上 〔警戒（黄色）〕 信号が点灯した日から 起算して25日以内)	60%未満	○(※)	○	○(※)	○	○(※)	○	○(※)	○	○(※)	○	○(※)	○	○(※)	○
					4.3%	4.3%	5.3%	5.3%	6.9%	6.9%	6.4%	6.4%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%
【参考指標】	⑥確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	6.3%		6.6%		6.8%		8.0%		8.9%		9.3%		9.4%	
【参考指標】	⑦新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	62.5%		66.9%		75.0%		59.1%		60.6%		61.7%		65.5%	
各指標を全て満たした場合における信号		黄	赤	緑 (ただし、一定期間 経過後消灯)	黄		黄		黄		黄		黄		黄		黄	

○：基準内 ●：基準外

・⑥の確定診断検査における陽性率は、再陽性患者数を除外して算出

※「警戒（黄色）」信号が点灯した日（7月12日）から起算して25日目：8月6日

入院・療養の状況 (7月27日現在)

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ 1	30 床	350 床	400 室
	フェーズ 2	85 床	800 床	800 室
	フェーズ 3	150 床	1,000 床	1,015 室
	フェーズ 4	215 床	1,400 床	—
確保数【7月27日現在】 (フェーズ 1 ⇒ フェーズ 2 移行中)		確保数 188 床 (実運用数 79 床)	確保数 1,069 床 (実運用数 557 床) ※フェーズ 2 以上の確保を国公立病院 等に依頼済 (7月22日)	712 室
入院・療養者数【7月27日現在】		11 人	258 人 ※入院者数には待機者数(34人)を含む	228 人
(使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数)		5.9% (11/188)	24.1% (258/1,069)	32.0% (228/712)

※ 別途、自宅療養 192人 (7月27日現在)

検体採取体制の拡充について

■ 今後の拡充目標

※ () 内は5/20新型コロナウイルス感染症対策協議会時点 (870検体) からの拡充数。

協議会時点 (5/20)

7月中旬 (7/20)

8月初旬 (拡充後)

目標

約870検体

約 1, 800 検体
(+ 930 検体)

約 2, 300 検体
(+ 1, 430 検体)

約 2, 500 検体

➤ 大阪市内の検体採取特化型地域外来・検査Cを拡充 : 計 194人 ⇒ **500人**

検査場	7/20	拡充後 (最大)	備考
ミナミ臨時検査場	90人	180人	7/16~新規設置・7/28~拡充 (+90人)
大阪市北部	16人	66人	7/22~拡充 (+50人)
大阪市東部	16人	56人	7/22~拡充 (+40人)
大阪市南部	30人	90人	7/22~拡充 (+60人)
大阪市南部	42人	42人	8月~受診調整機能付地外Cに移行
大阪市西部	-	66人	7/22~新規設置
計	194人	500人	

➤ 保健所を介さない受診調整機能付地域外来・検査Cを設置 : 9か所合意 (約200人/日) ※ 8月初旬スタート

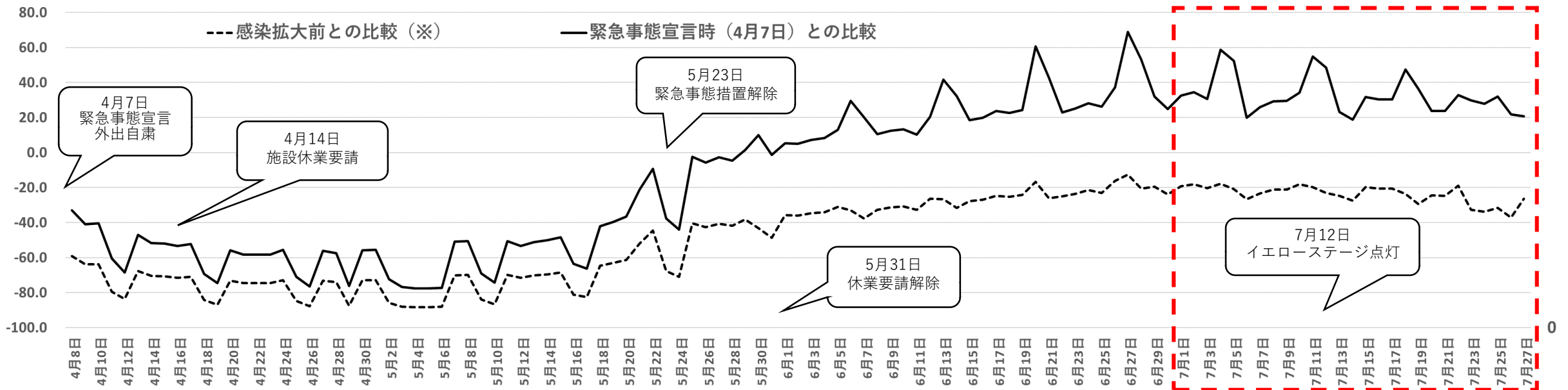
区分	検体採取機関	キャパ	取り組み
保健所が 受検調整	帰国者・接触者外来等	約650	
	検体採取特化型地域外来・検査C	約700	ミナミ検査場の設置や既設枠の拡充
保健所を 経由しない	受診調整機能付地域外来・検査C	約200	各保健所 1 か所以上の設置を目指し今後拡充
	医療機関 (保険適用)	約750	機器整備補助等で自院検査を拡充
合計		約2,300	

緊急事態宣言前後の人口増減状況について

資料 1 - 6

梅 田

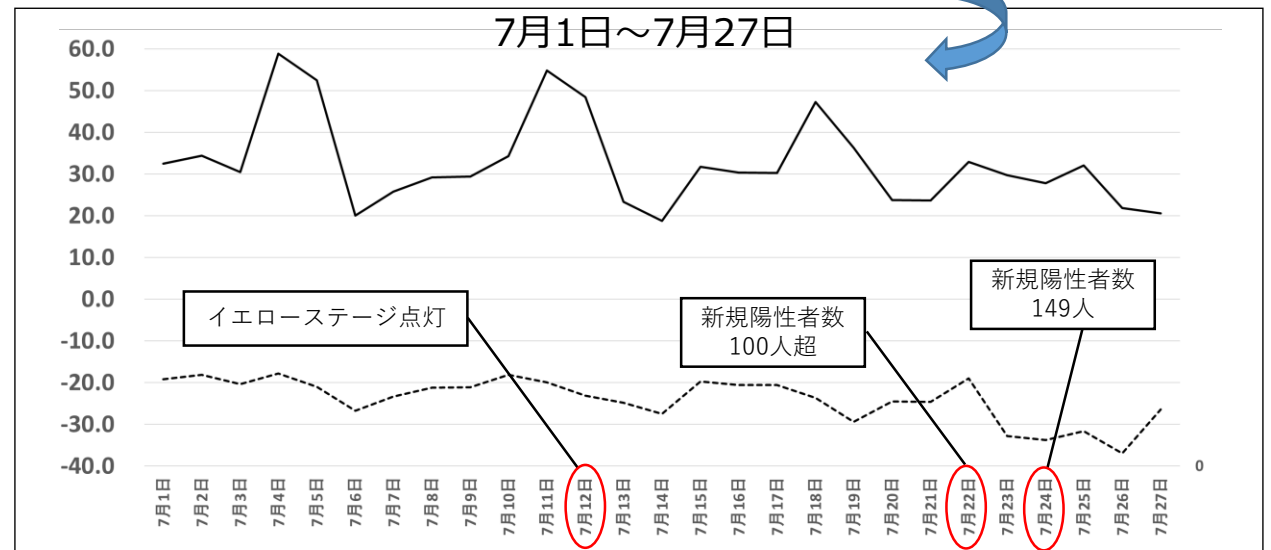
(出典：NTTドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



(※) 4月12日までは、2019年11月平均との比較
4月13日以降は、2020年1月18日～2月14日の4週間の平均との比較
(平日は平日平均、休日は休日平均との比較)

【取組状況】

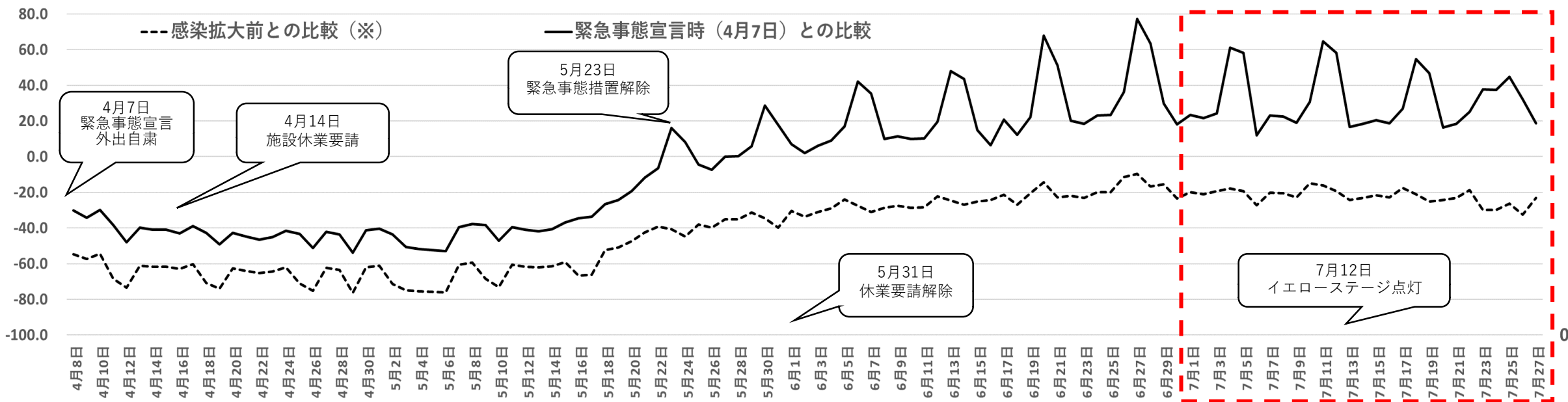
- 7/ 3 修正「大阪モデル」とステージ毎の対応方針決定
- 7/ 9 20代を中心とする皆様への注意喚起
- 7/12 イエローステージの対応方針に基づく要請
大学・専修学校生等への周知
- 7/16 ミナミ地区に臨時検査場を設置
ミナミ地区での街頭啓発
- 7/22 連休中における感染拡大防止の取組みのお願い



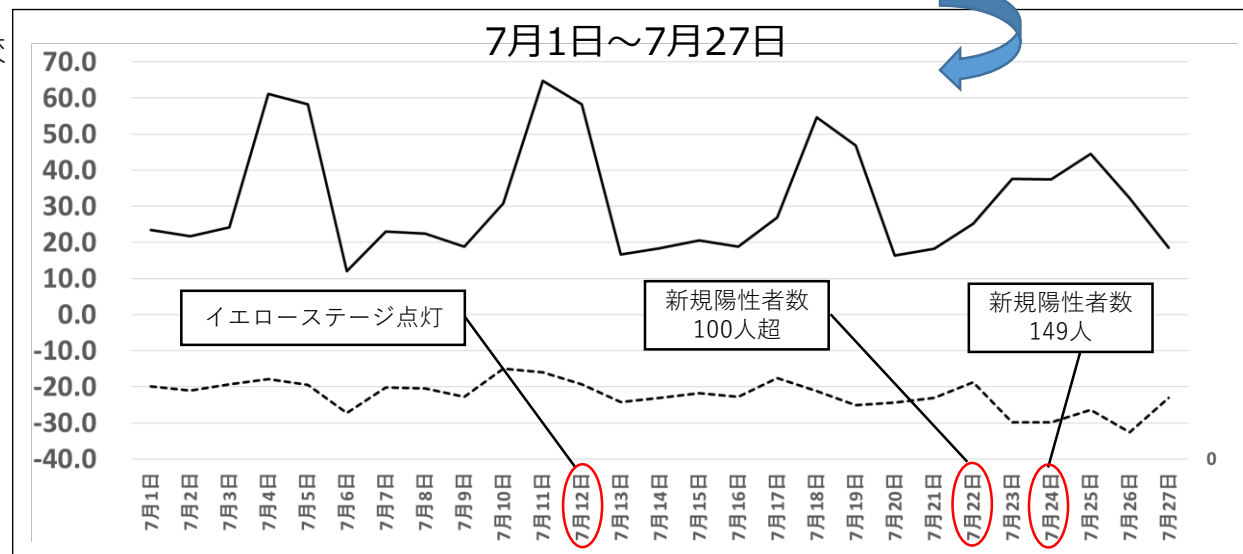
緊急事態宣言前後の人口増減状況について

難波

(出典：NTTドコモ「モバイル空間設計」分析レポート)



(※) 4月12日までは、2019年11月平均との比較
4月13日以降は、2020年1月18日～2月14日の4週間の平均との比較
(平日は平日平均、休日は休日平均との比較)

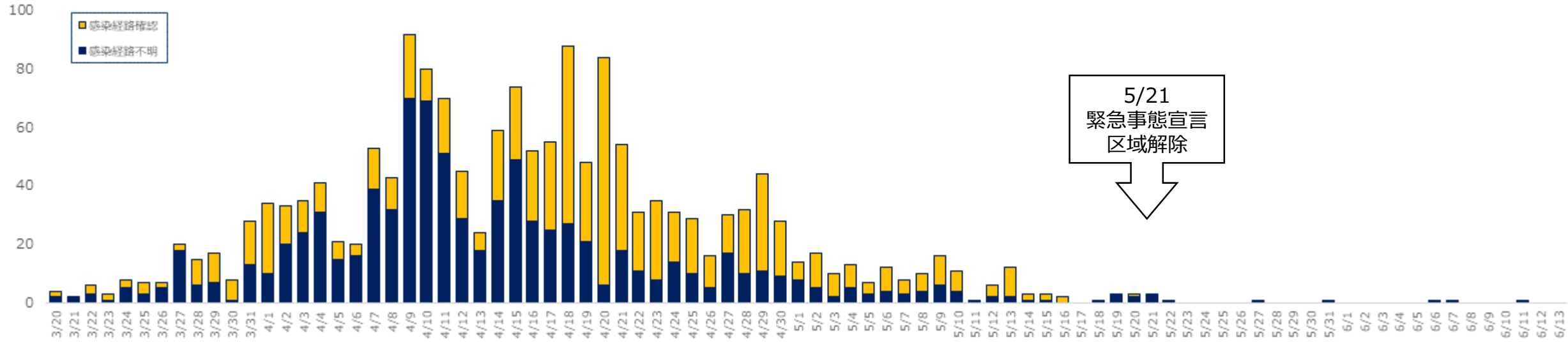


現在の感染状況及び療養状況について

令和 2 年 7 月 28 日
健康医療部

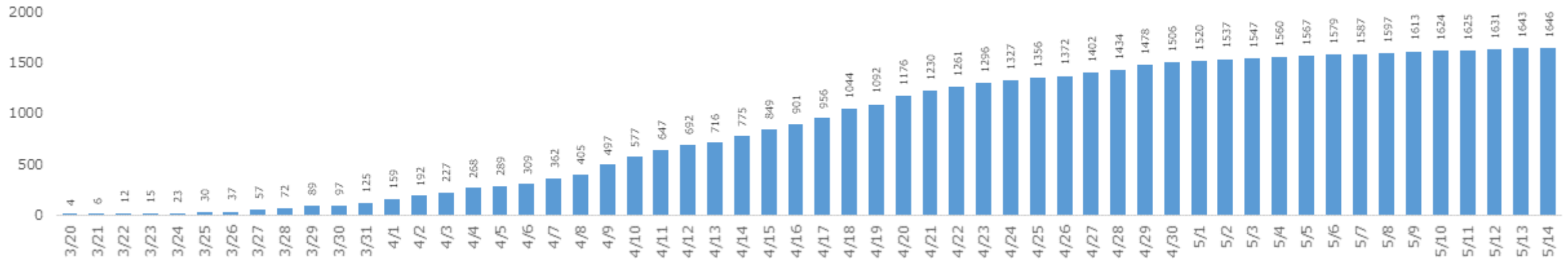
6月13日までの発生状況と倍加時間

陽性者数の推移 ※報道提供資料に基づく

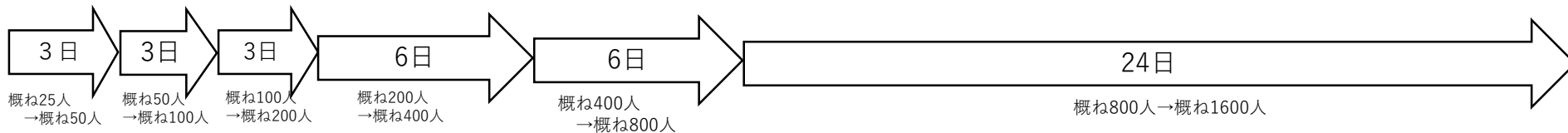


5/21
緊急事態宣言
区域解除

陽性者数（累計）の推移（3/21から6/13まで）

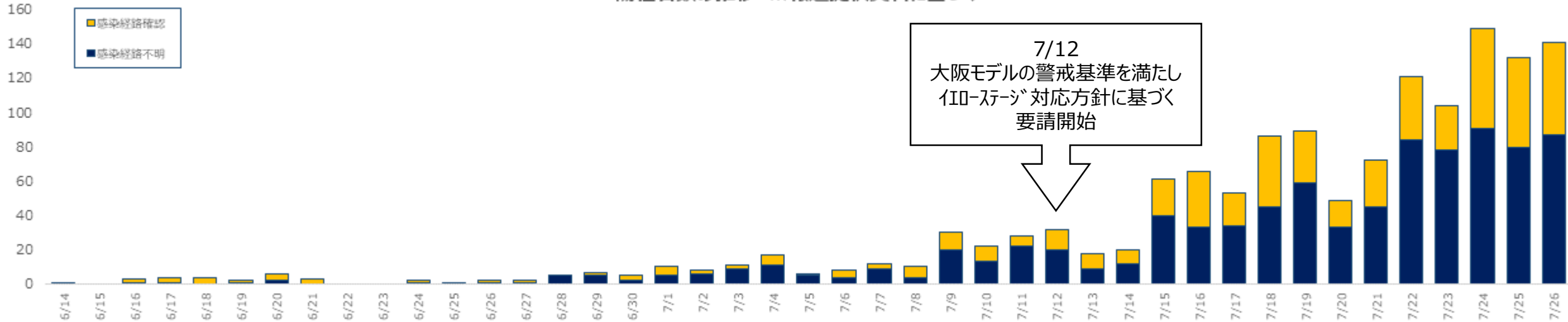


倍加時間

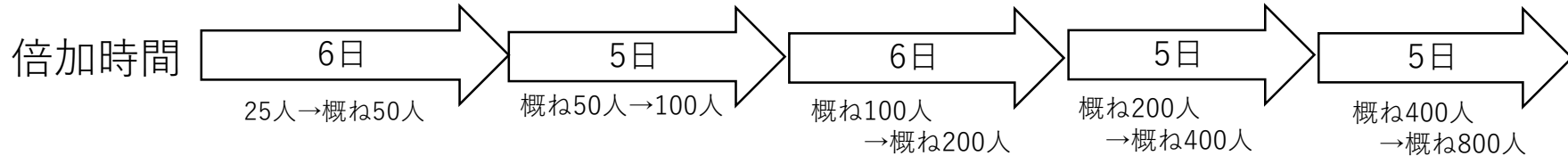
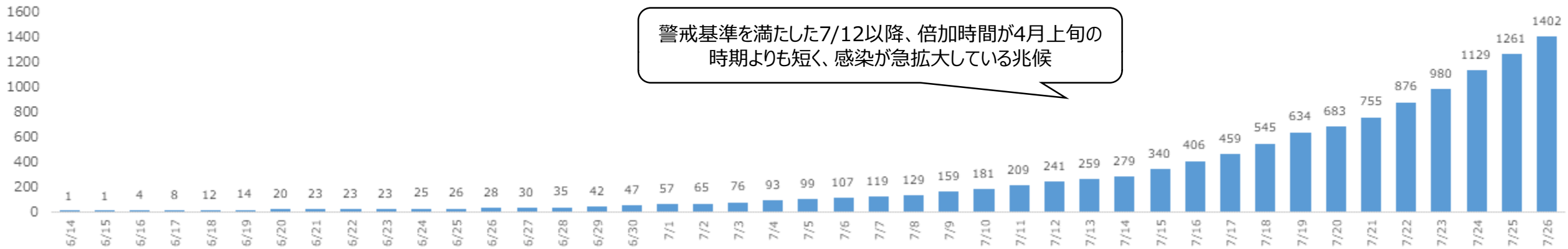


6月14日以降の発生状況と倍加時間

陽性者数の推移 ※報道提供資料に基づく

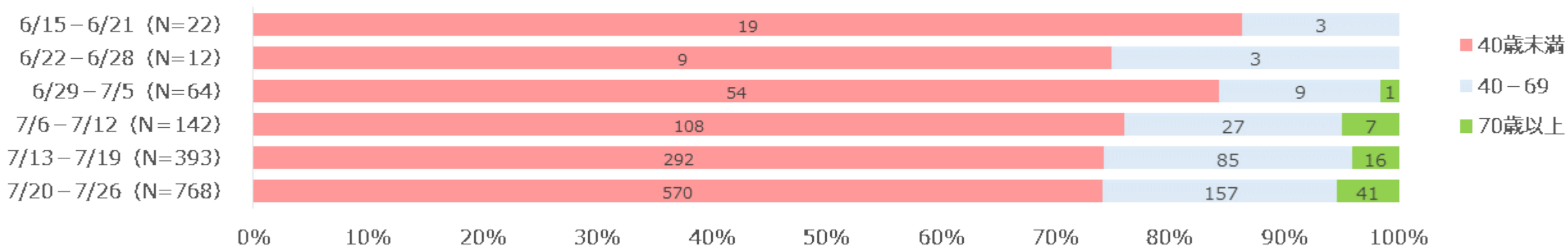


陽性者数の推移 ※報道提供資料に基づく

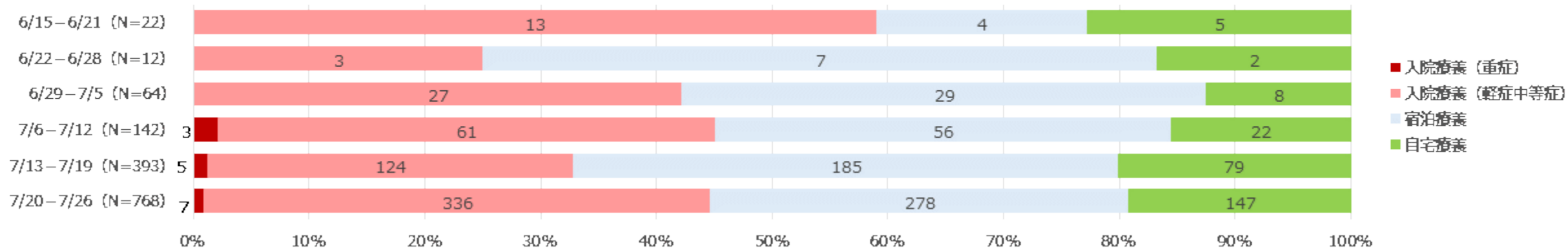


6月15日以降の週ごとの発症者の年代と療養状況の推移

報告週別年代の推移



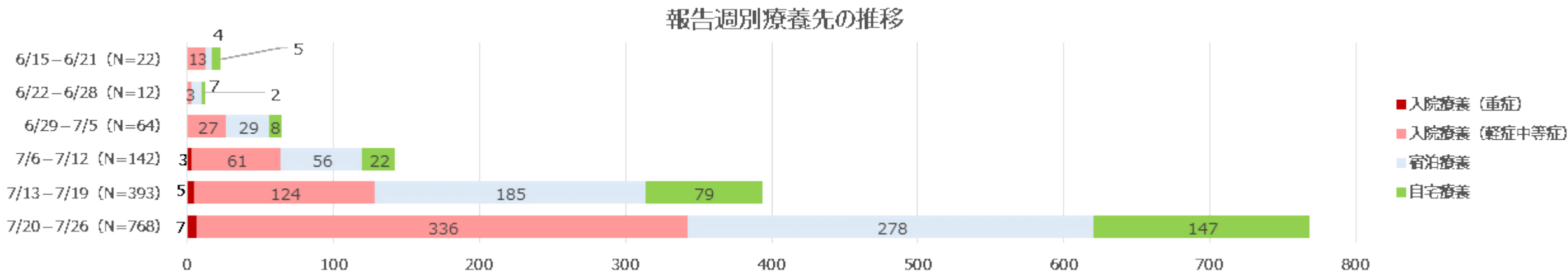
報告週別療養先の推移 (調整中含む)



今後、中高年層への感染拡大に伴い、軽症中等症及び重症の入院患者が増加する可能性あり。現在の発生状況を踏まえ、患者推計と必要病床数の再シミュレーションを実施。

陽性者の療養状況（6月15日から7月26日判明分までの1,401名）

1. 1,401名の療養先（令和2年7月26日時点、調整中含む）



※上記以外に7月26日時点で3名が軽症入院中、1名が重症入院中（6月13日以前に判明した事例）

2. 療養期間（6月14日から7月21日までに判明した683名のうち、7月21日時点で退院・解除となった277名の状況）

	入院療養(軽症)	宿泊療養	自宅療養
診断日※から退院・解除までの日数（平均±標準偏差）	6.69±2.69	5.49±2.72	2.30±2.68
【参考】5/26時点の患者の療養状況（6/12府専門家会議資料にて提示）	【退院するまでの期間】 17±8.13	【療養解除基準】 発症日から14日後	【療養解除基準】 発症日から14日後

※報道提供日を診断日とした。自宅療養解除者のうち、17名が療養解除までの日数が0日であった。



退院・療養解除までの期間を専門家会議にて提示した条件から上記日数に変更し、患者推計と必要病床数の再シミュレーションを実施。

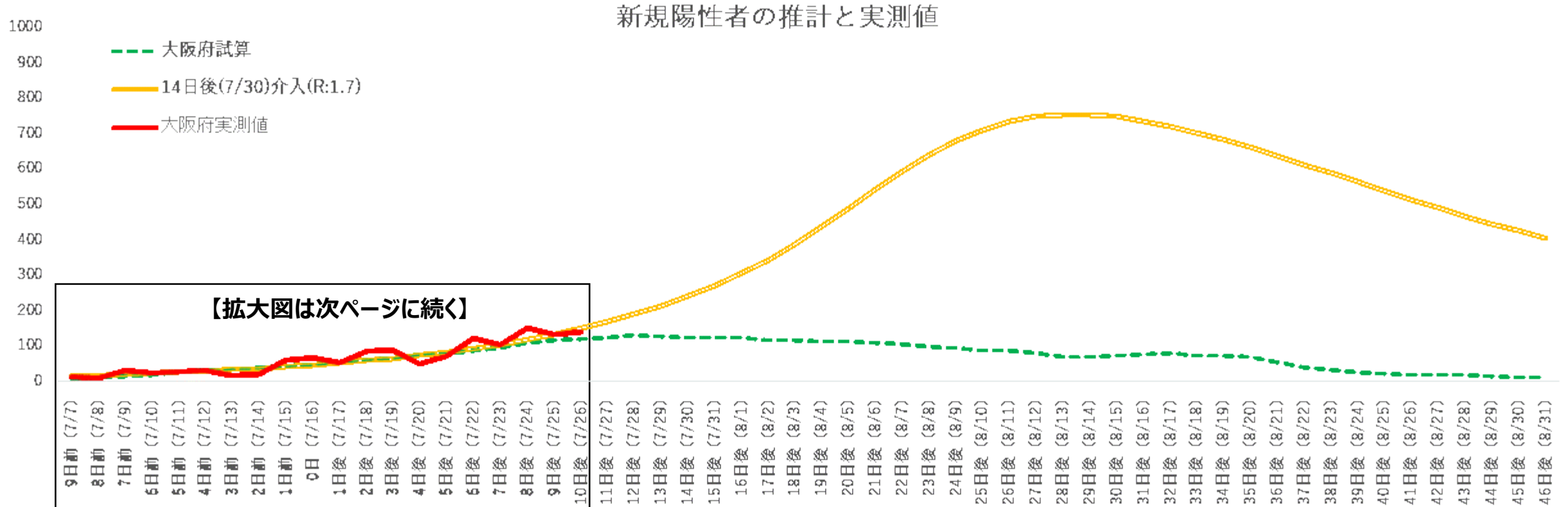
今後想定されるリスクについて

◆厚生労働省から示された、新たな「流行のシナリオ」(令和2年6月19日付け事務連絡)に基づき、直近1週間あたりの新規陽性者数が人口10万人あたり2.5を超える日を基準日(0日)とし、基準日から14日後に社会への協力要請(外出自粛要請等)を行った場合の患者推計を実施。

- ・直近1週間あたりの新規陽性者数が人口10万人あたり2.5を超過した日：7月16日(人口10万人あたり新規陽性者数：2.8)
- ・生産年齢人口群中心モデルを用いて、協力要請前の実効再生産数(R)が1.7の場合の患者推計を実施。

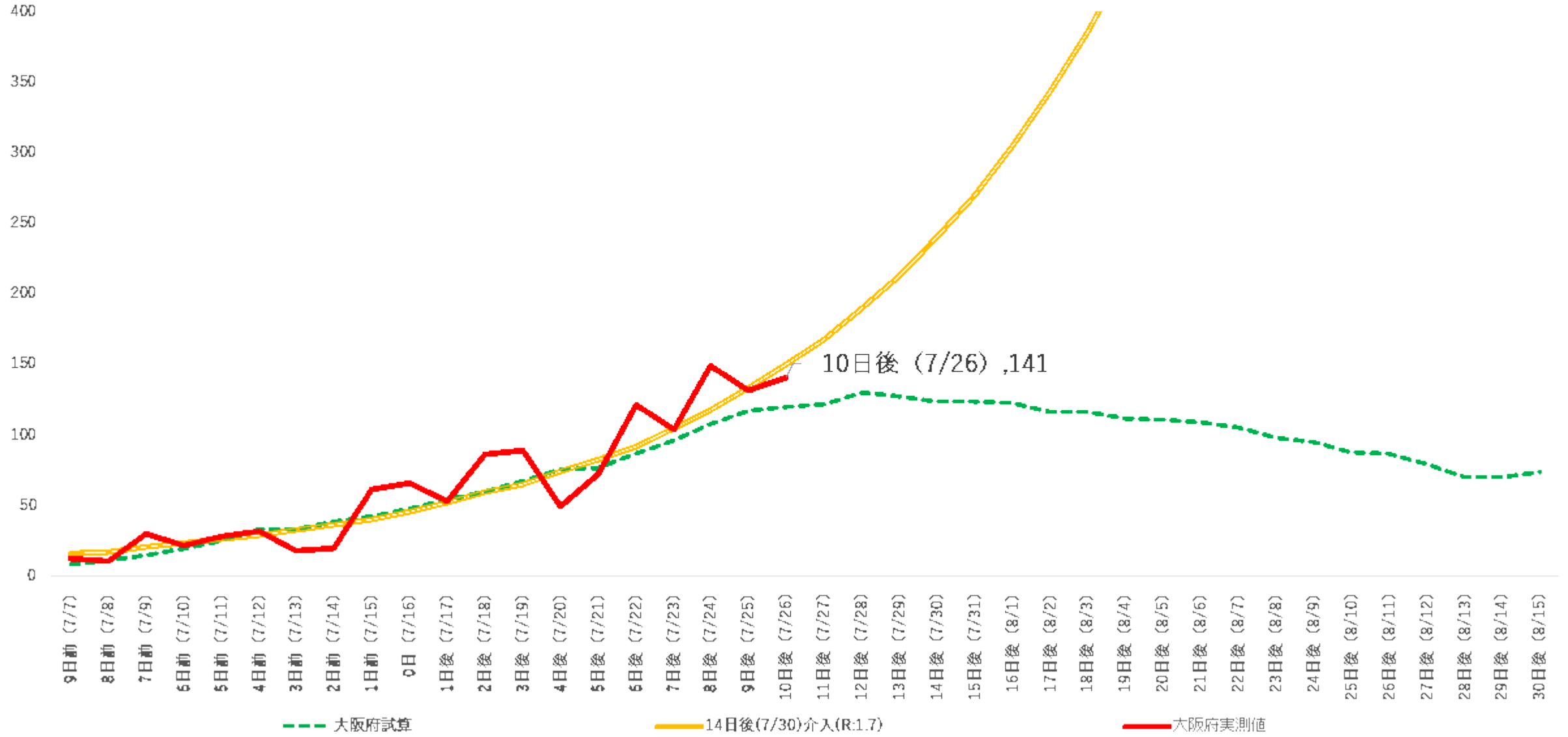
※国試算では、3月から5月に行われた協力要請と同等の効果ある要請を行うことで、実効再生産数が6割程度低下する。

効果が一定程度を下回った場合、長期にわたって感染が拡大し続けること(オーバーシュート)が想定される。

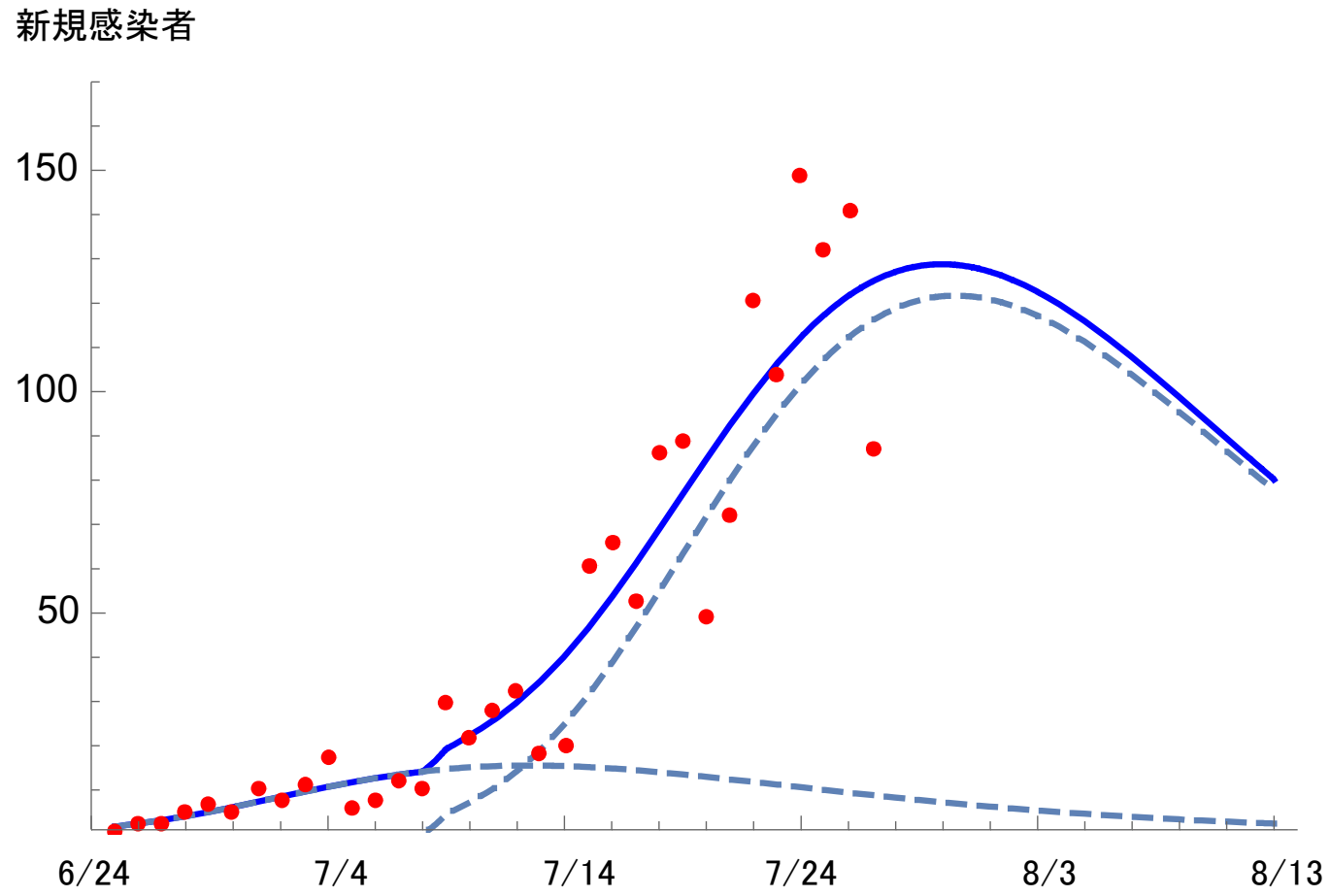


直近1週間あたりの新規陽性者数が人口10万人あたり2.5(7日間の新規陽性者数が222人)以上となった日を基準日(0日)とし、大阪府実測値と比較。

新規陽性者の推計と実測値（拡大図）



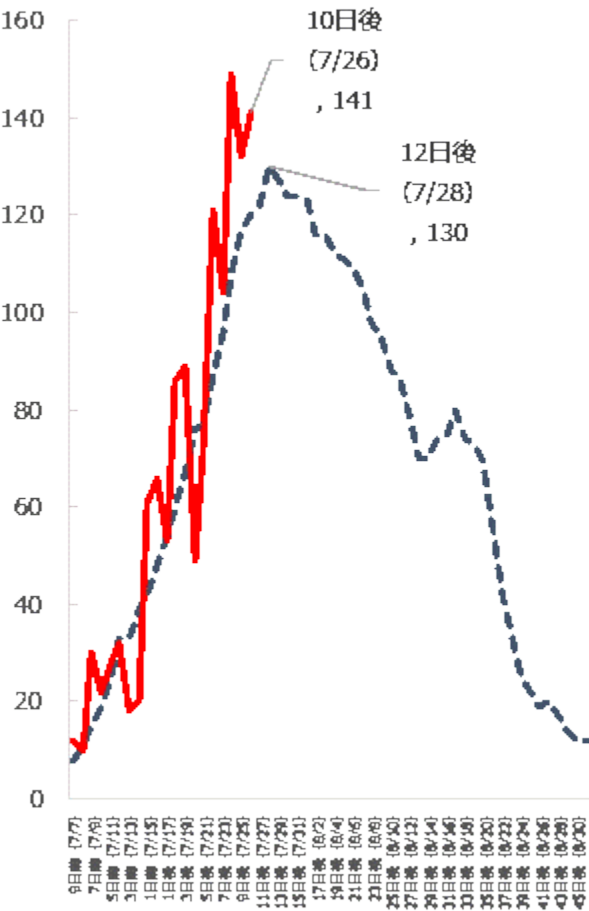
大阪の新規感染者数の推移



今後の患者推計と必要病床数の再シミュレーション

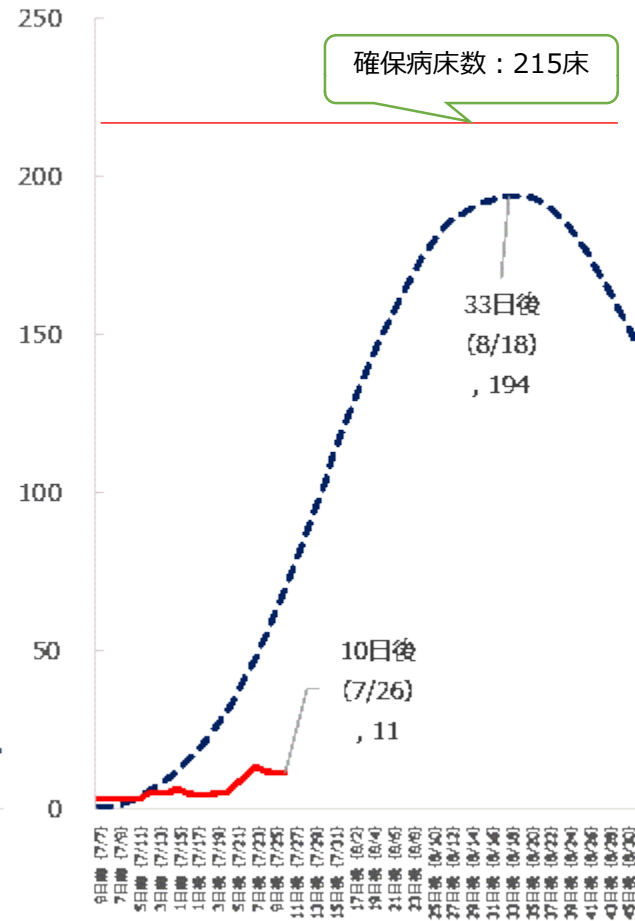
①大阪府が試算した数値（6/12大阪府専門家会議に提示）との比較

新規陽性者数



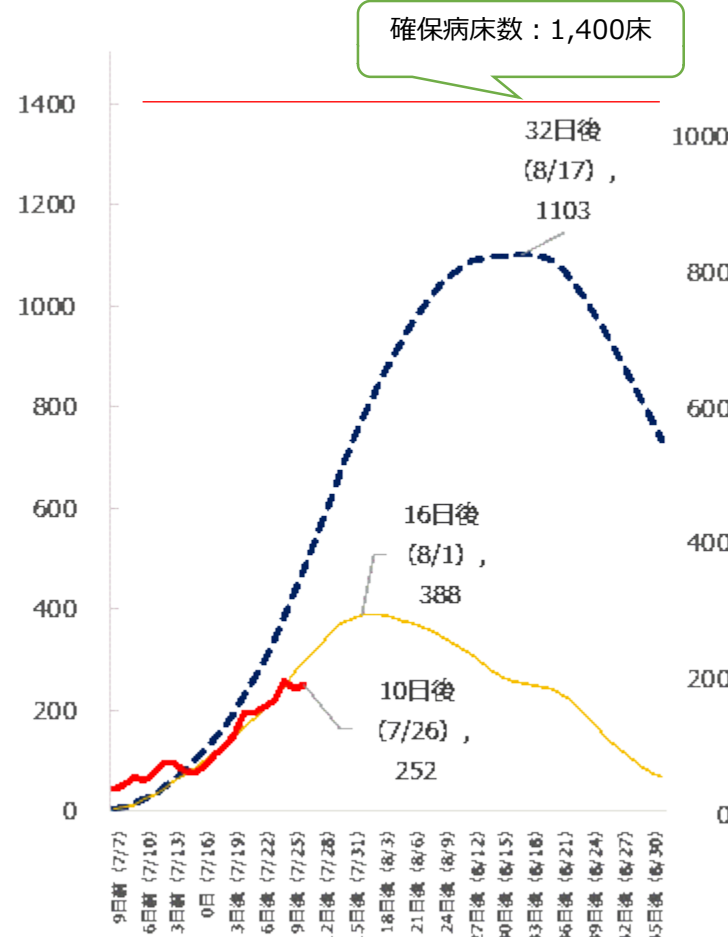
--- 大阪府試算
— 大阪府実測値

重症入院患者数



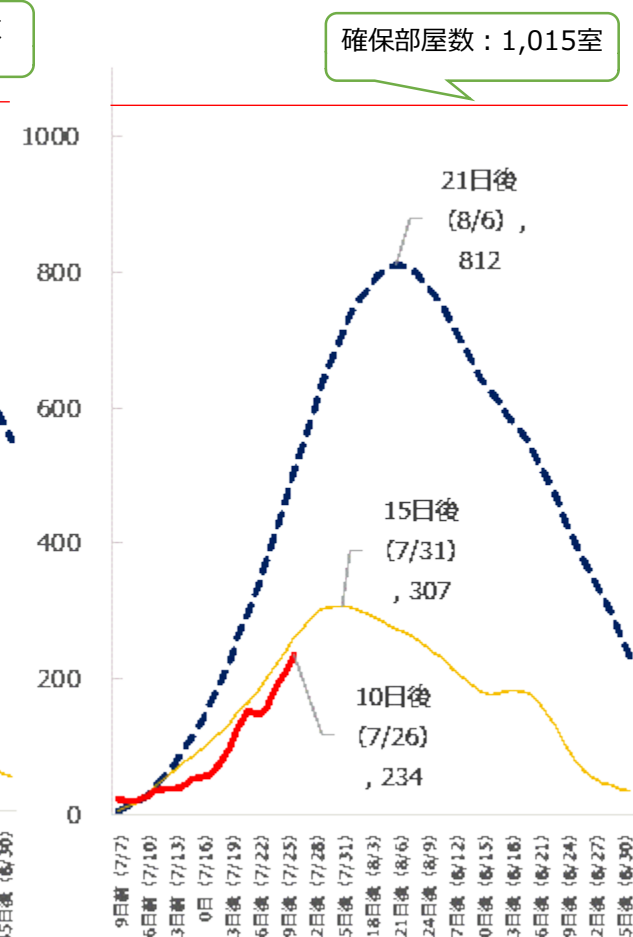
--- 大阪府試算
— 大阪府実測値

軽症入院患者数（待機中含む）



--- 大阪府試算(条件変更前)
— 大阪府試算(条件変更後)
— 大阪府実測値

宿泊療養者数



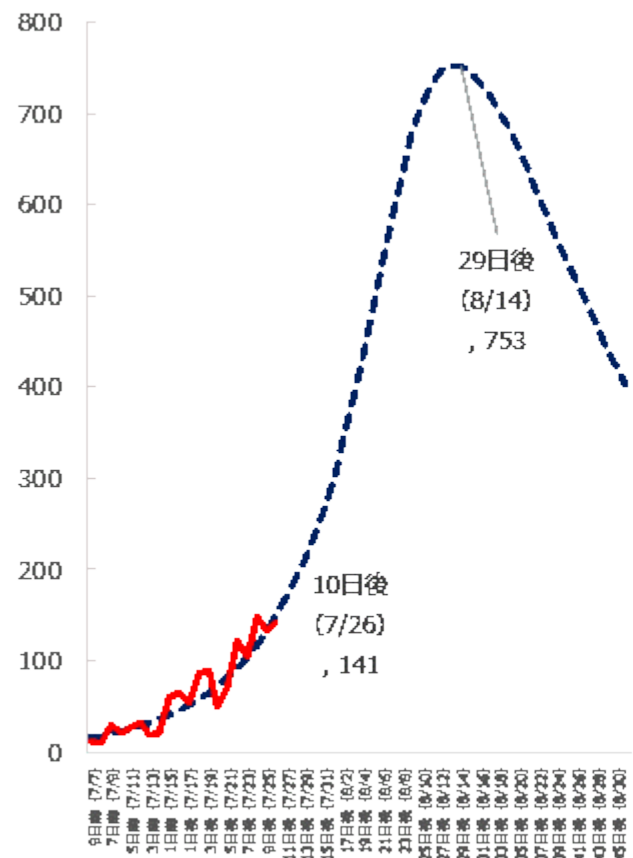
--- 大阪府試算(条件変更前)
— 大阪府試算(条件変更後)
— 大阪府実測値

※大阪府試算（条件変更後）：6月12日府専門家会議で提示した患者の療養期間から、6月14日から7月20日に判明した患者の退院・解除までの日数に条件を変更（重症入院患者除く）

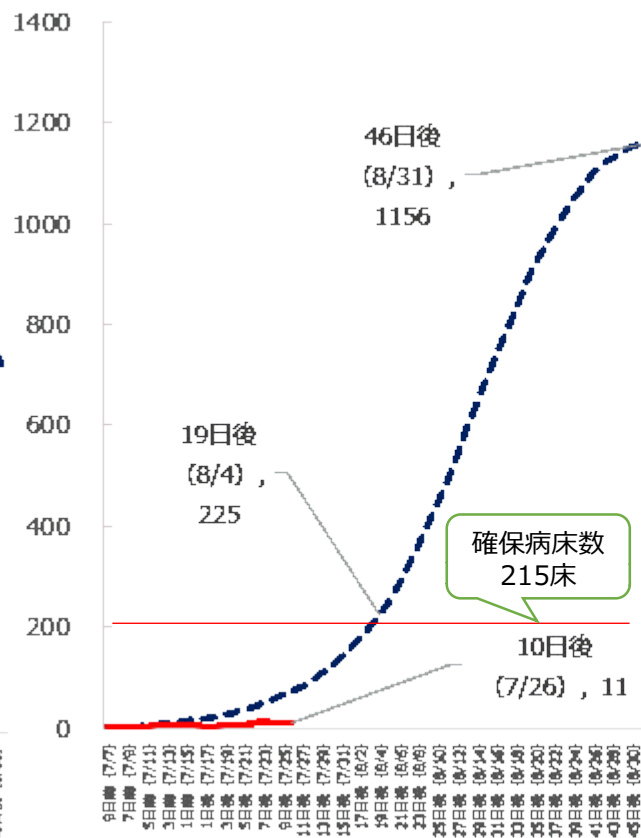
<参考> 今後の患者推計と必要病床数の再シミュレーション

②14日後（7/30）介入（R1.7）の患者推計との比較

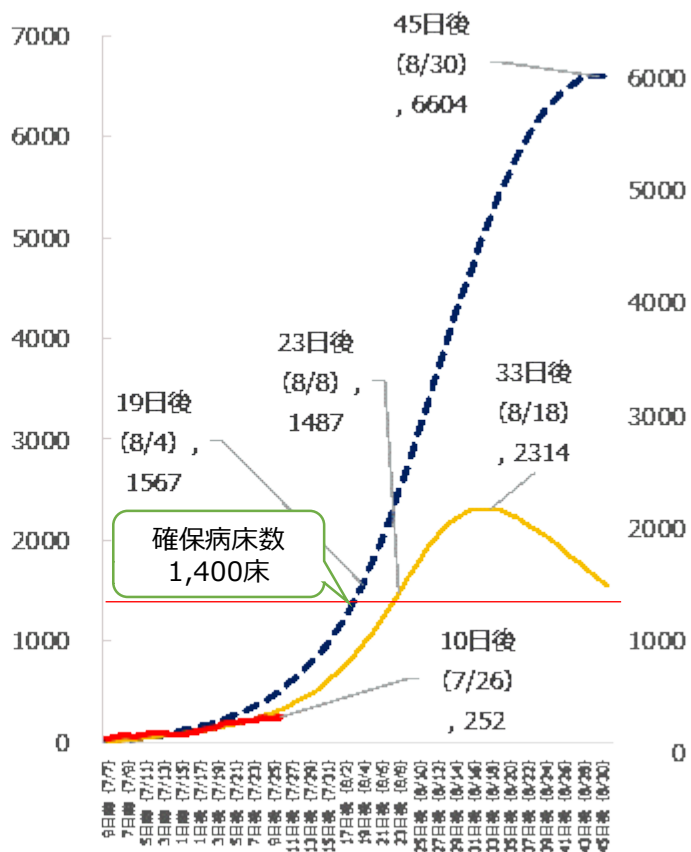
新規陽性者数



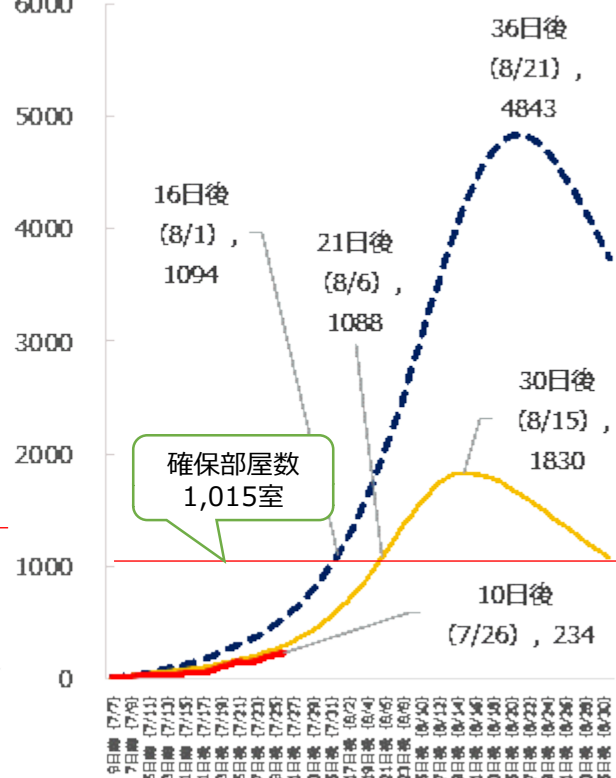
重症入院患者数



軽症入院患者数（待機中含む）



宿泊療養者数

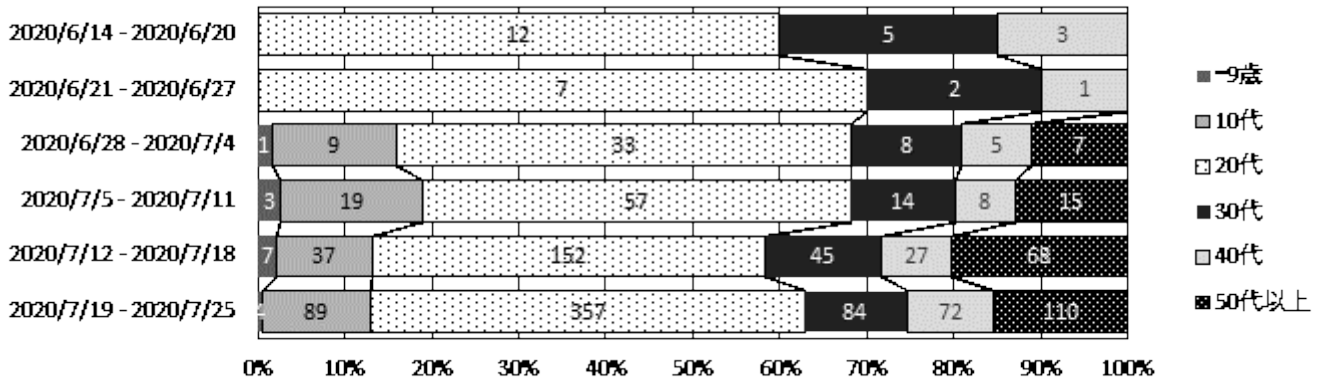


※新規陽性者数について厚生労働省から示された新たな「流行のシナリオ」(令和2年6月19日付け事務連絡)の推計モデルを用いて、協力要請前の実効再生産数(R)1.7の場合で患者推計を実施。
 ※入院及び宿泊療養者数の推計は、6月12日に府専門家会議にて提示した患者の療養状況の条件を新規陽性者数にあてはめて試算（大阪府試算（条件変更前））。併せて6月14日以降の患者の療養状況の条件を新規陽性者数にあてはめて試算（大阪府試算（条件変更後））

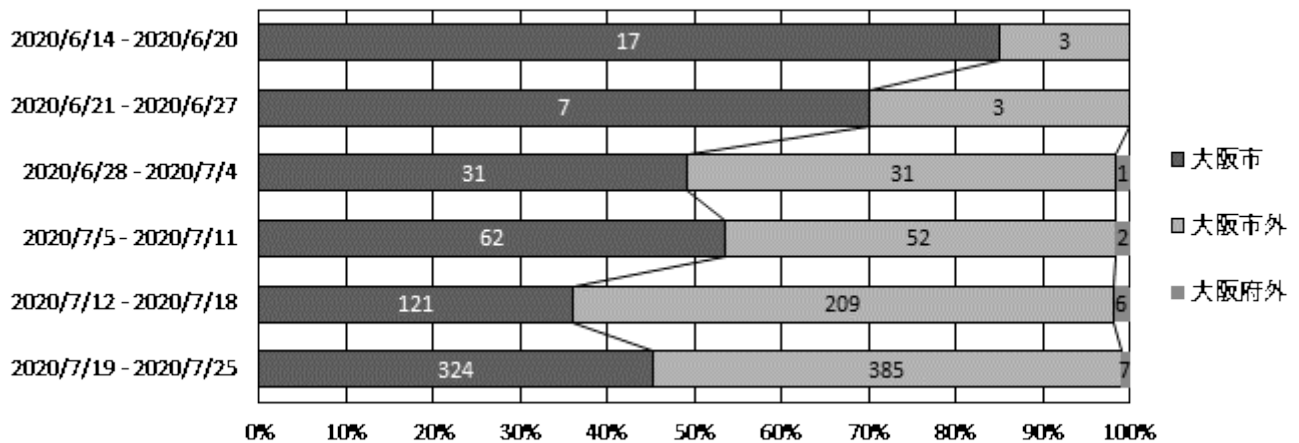
6月中旬以降のコロナ陽性患者の発生状況

6/14以降7/25までに判明した1,261事例の状況

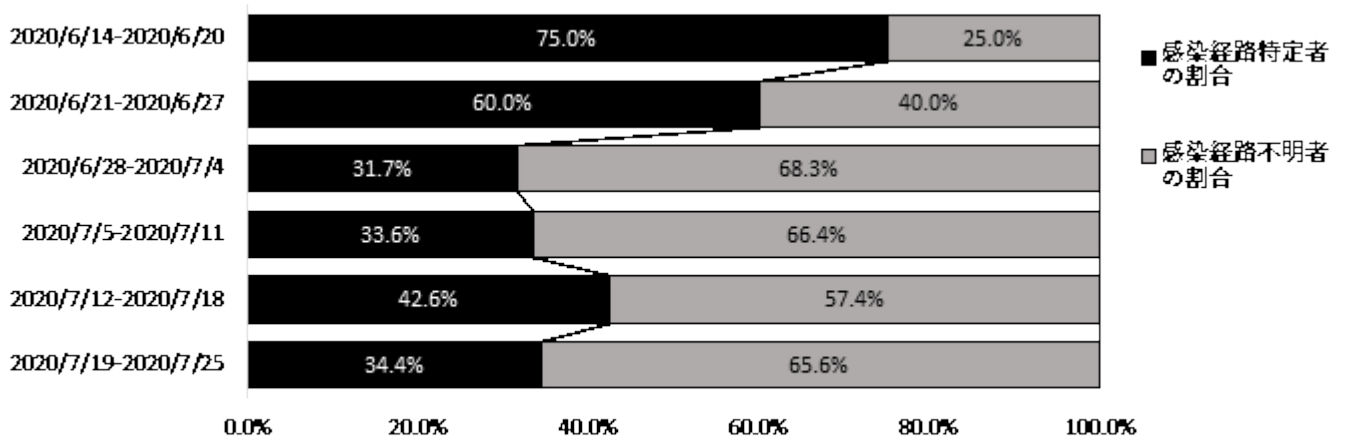
1. 年代分布



2. 居住地分布

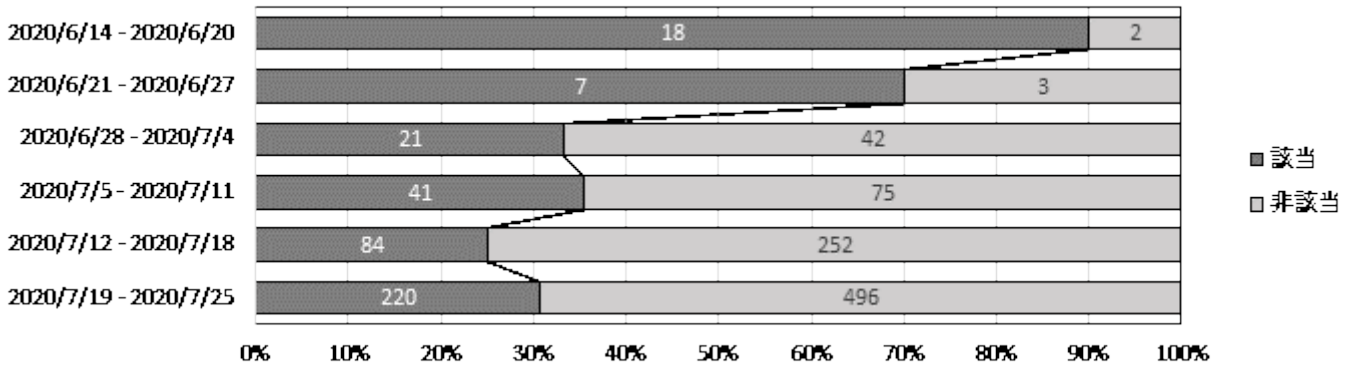


3. 感染経路不明者の状況

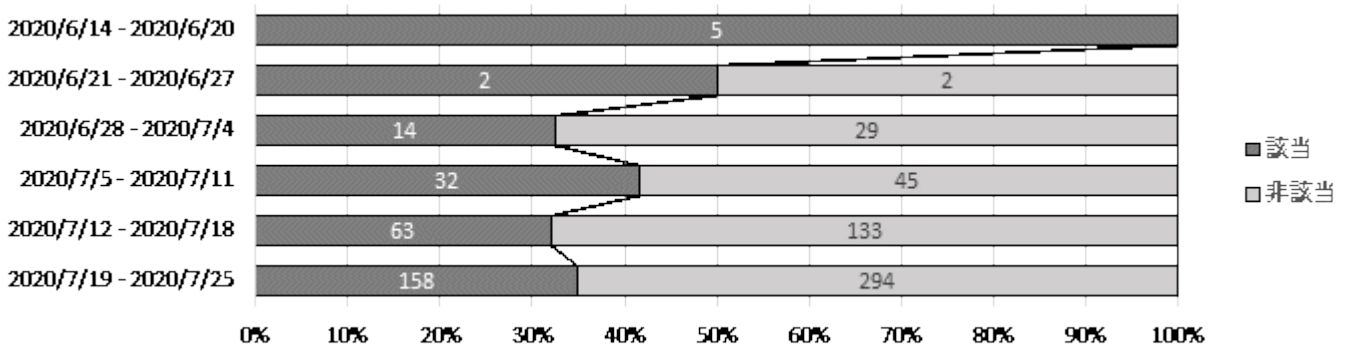


4. 夜の街の関係者及び滞在者の状況

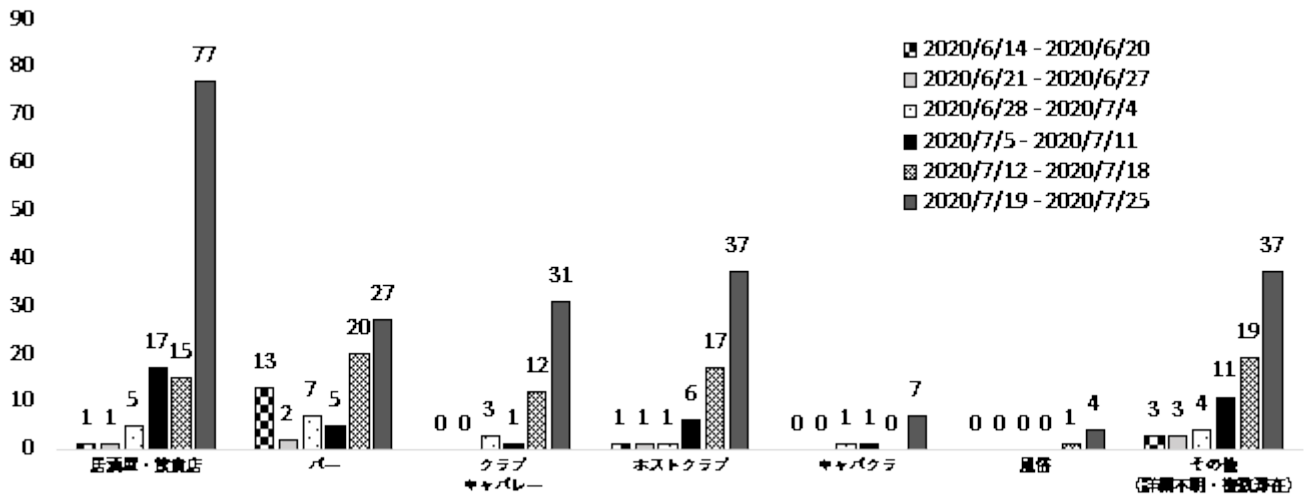
① 割合（全件）



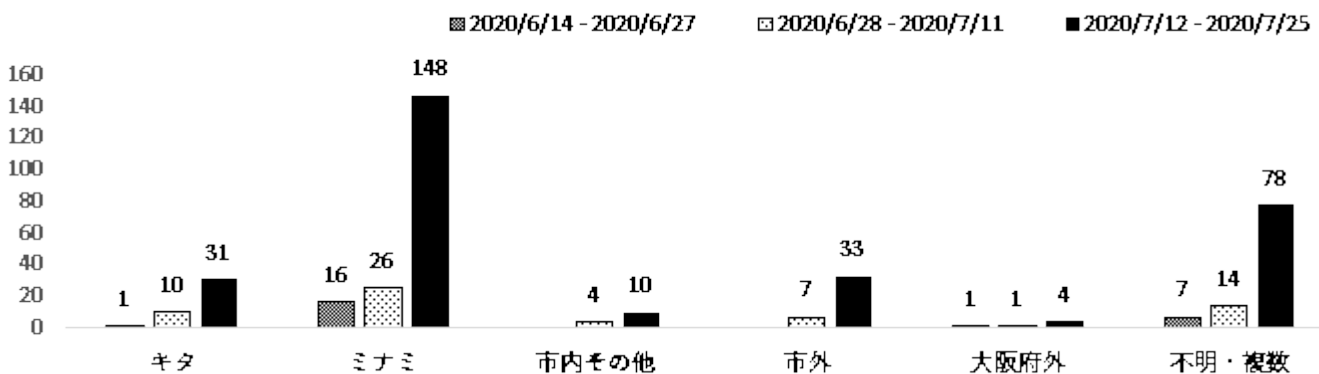
② 割合（感染経路不明者）



③ 滞在先分類別



④ 滞在エリア別



<現況の検証>

- 7月12日にイエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請を行ったが、以下のとおり感染拡大傾向が続いている。
 - （1）倍加時間が5日で2倍（約400人→約800人）となり、第一波より倍加時間が加速。
 - （2）新規陽性者の年代・居住地分布は、「10～30代の若い世代・大阪市居住」中心から、「40代以上、市外居住」の割合が徐々に増加。
 - （3）新規陽性者に占める感染経路不明者の割合が6割前後を推移。
 - （4）夜の街の関係者及び滞在者が新規陽性者の3割程度を占め、接待を伴わない飲食店等の関係者及び滞在者に感染が拡大。
- 感染拡大傾向が続いた場合には、今後、病床のひっ迫リスクが想定され、医療提供体制に影響。



<今後の取組み>

- 感染拡大を防止し、医療崩壊を防ぐため、イエローステージ（警戒）の段階を上げ、府民の行動変容等を促す必要があるのではないか。※感染拡大抑止に効果を及ぼすまでに2週間程度要することに注意
- 医療体制等確保のために以下の取組みをすすめる。
 - ・軽症中等症に対応した必要病床の確保
 - ・軽症者に対応したホテルの整備・拡充の検討
- 大阪モデルによるモニタリングの参考指標として、「患者受入軽症中等症病床使用率」及び「患者受入宿泊療養施設部屋数使用率」を追加し、日々モニタリング・見える化を実施する。

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ1の期間
（第2次取組期間：8月1日から8月20日。ただし感染拡大の状況に応じて判断）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

➤ 府民に対し、次の内容を要請。

5人以上の宴会・飲み会は控えること

- ・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること。
- ・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していないバー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛すること。
- ・ 重症化や死亡リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方及びその家族は、感染リスクの高い環境の施設（上記の店舗等）を避けること。

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請。
- 開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること。

【参加人数の上限】

- 屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること
- 屋外：人と人との距離を十分に確保できること

※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。

※適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

●施設について（府有施設を含む）

➤ 施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること。
2. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること。
3. 施設内での感染拡大が懸念される高齢者施設等は、徹底した感染防止対策をとること。
4. 夜の街関連施設の従業員の方に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること。

●経済界へのお願い

1. 5人以上の宴会・飲み会は控えること。
2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
3. テレワーク70%を推進すること。
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
4. 体調の悪い方は出勤させないこと。
体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること。
5. 感染拡大を防止するため、
 - ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること。
 - ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること。
 - ・国の接触確認アプリ「COCOA」の導入を促進すること。

●大学等へのお願い

1. 5人以上の宴会・飲み会は控えること。
2. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること。
3. 感染拡大を防止するため、
 - ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること。
 - ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること。
 - ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用をすること。

イエローステージ（警戒） 2 への移行の考え方

➤ 次のいずれかの場合に、イエローステージ 2 へ移行

① 重症又は軽症中等症のいずれかの病床使用率が以下の基準に達した場合。

- ・ 重症病床 ： 概ね 3 5 %
- ・ 軽症中等症病床 ： 概ね 5 0 %

② ①の基準に達しない場合であっても、国や他の大都市と協議して共同で施設の使用制限等を実施する場合

これまでの取組み

- 感染防止宣言ステッカー（登録施設：20,021件）、大阪コロナ追跡システムの導入（登録施設：22,599件）
- 業界団体への働きかけ
- 感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムのさらなる普及啓発
 - 認知度の向上を図るため、大型ショッピングセンターや大手チェーン店等への働きかけ
 - 公民連携事業者の協力による普及活動の実施
- ミナミ地区に臨時検査場を設置
 - 夜の街関連施設で勤務されている方及び利用者で、少しでも症状のある方への検査受診
- ミナミ地区での街頭啓発（7/16～ 大阪府・大阪市で実施）

今後の取組み

- ミナミ地区新型コロナウイルス感染防止キャンペーン
 - 大阪府、大阪市、大阪府警察本部、大阪府社交飲食業生活衛生同業組合で構成
 - 接待を伴う飲食店等へ個別訪問し、「感染防止宣言ステッカー」や感染拡大防止に関する取組みを要請
- 風営法に基づく立ち入り調査に併せ、店の同意を得て、感染防止対策の徹底を要請
 - 大阪府警察本部、大阪府
- 国での検討事項
 - 感染症法に基づき、感染対策を取らずに感染者が発生した場合は、店舗名の公表
 - 建築物衛生法に基づき、バー、クラブ、接待を伴う飲食店、劇場など、立ち入り検査による換気の徹底

○ 感染防止宣言ステッカー登録状況

【登録件数等】

時点	登録件数	備考
7/28(火) 0時現在	20,021件	左記のうち、 飲食関係は約12,500件

【市町村別登録件数等】

市区町村	登録件数	割合
大阪市	12,344件	61.7%
北区	3,269件	16.3%
中央区	3,259件	16.3%
その他	5,816件	29.1%
堺市	1,195件	6.0%
北大阪（豊能、三島）	2,169件	10.8%
東大阪（北河内、中河内）	2,588件	12.9%
南大阪（南河内、泉北、泉南）	1,725件	8.6%

【夜の街関係登録件数】

業種別	登録件数
バー	1,640件
クラブ	11件
キャバクラ	217件
ホストクラブ	59件
キャバレー	4件
パブ	29件

○ 大阪コロナ追跡システム登録状況

【登録件数等】

時点	登録件数	備考
7/28(火) 0時現在	22,599件	左記のうち、 飲食関係は約11,600件

【市町村別登録件数等】

市区町村	登録件数	割合
大阪市	13,192件	58.4%
北区	3,606件	16.0%
中央区	3,203件	14.2%
その他	6,383件	28.2%
堺市	1,246件	5.5%
北大阪（豊能、三島）	3,012件	13.3%
東大阪（北河内、中河内）	2,644件	11.7%
南大阪（南河内、泉北、泉南）	2,505件	11.1%

【業種別登録件数】

業種別	登録件数
バー	579件
ナイトクラブ等の接待を 伴う飲食店	519件
キャバレー	10件
パブ	15件
上記以外	21,476件

新型コロナウイルス感染症予防

接客のときの **ポイント7**

お客様、スタッフともに飲食時以外は
マスクを必ず着ける
フェイスシールドだけでは×



大声で話さない

ようにする



直接ふれあわないように
少しはなれて

お客様を接待する



お客様の近くでは
シャンパンコールをしない

お客様ごとに
接客するスタッフを決める

はじけすぎないように
飲みすぎない



回し飲みはしない



感染防止のための取組事例

大阪府のホームページで、食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)における感染防止のための事業者の取組み事例を紹介しています。

新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

【接待を伴う飲食店・管理者版】

店舗内の環境面の対策

- 30分に1回程度、換気をする
- お客様が入れ替わるタイミングで座席やテーブル、共用の物品等を消毒する
- 人がよく触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン等）を定期的に清掃・消毒する
- 店舗の入り口や店内へ消毒備品を設置する
- 料理・おつまみは個別提供する
- BGMの音量を最小限にする
- 使用した食器やごみを取り扱う時は、手袋・マスクを着用し、作業後は必ず石けんでの手洗い・手指消毒をする
- トイレは、手袋・マスクを着用して定期的に清掃・消毒する
- トイレのハンドドライヤーは利用を中止し、ペーパータオルを設置する



スタッフ向け対策

- マスクを必ず着用させる。フェイスシールドだけでは不可
- 出勤前に必ず検温や体調確認をさせ、報告させる
- 体調が悪いスタッフは休ませる。また、勤務中に体調が悪くなった場合は、すぐに帰宅させる
- 体調が悪い場合や濃厚接触の疑いがある場合には、受診・検査を勧める
- お客様には距離をとって接客させる
- お客様ごとに接客するスタッフを決める
- お客様の近くではシャンパンコールをさせない（マイクを使う場合は、毎回消毒）
- 休憩室は部屋の大きさに応じた人数制限をし、定期的に換気・消毒する
- 勤務時間以外にも感染予防に努めさせる

お客様向け対策

- お客様にマスク着用を必ずお願いする
- 非接触型機器などでお客様を検温し、熱がある方には店舗利用をお断りする

お客様・スタッフ共通の対策

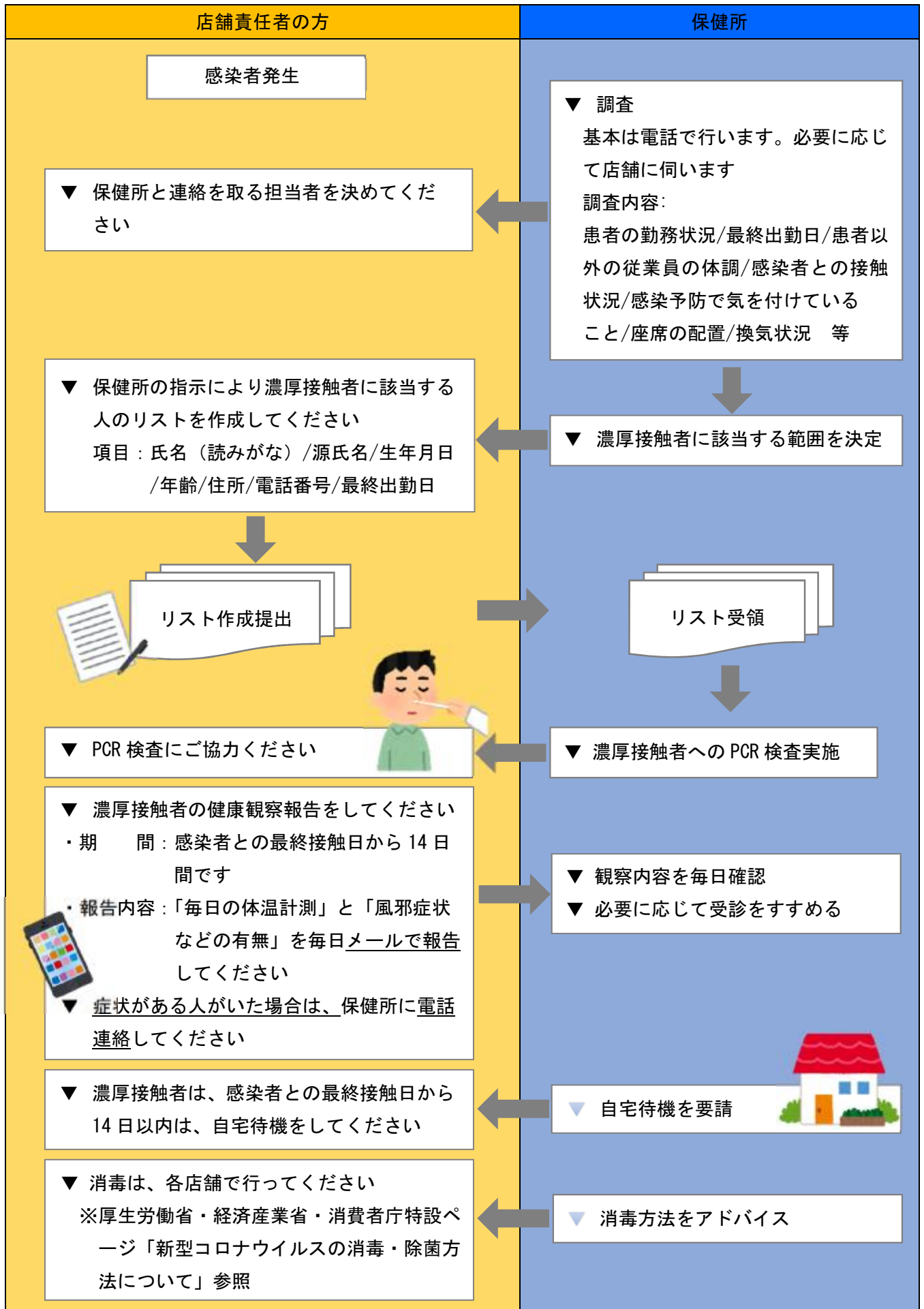
- 回し飲みはしない
- お酒を飲みすぎないようにする
- お客様、スタッフは直接ふれあわない



ミナミに臨時検査場を開設しています

少しでも症状がある方は、06-6647-0641まで、積極的にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症感染者が発した時の対応【接待を伴う飲食店版】



【よくある質問】

Q1 患者が発生した場合、店舗を閉鎖しなければならないのですか。

A 保健所から、店舗の閉鎖をお願いすることがあります。店舗を閉鎖するかどうかは、店舗管理者の判断になります。

Q2 患者が発生したことを公表しなければならないのですか。

A 保健所から店舗等に対して、情報を公開するように指示することはありません。店舗が独自の判断により公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分にご留意ください。また、公表に伴う周辺地域への影響にもご配慮ください。なお、集団（クラスター）感染の拡大防止のため、店舗名の公表等に御協力をお願いすることがあります。

Q3 患者が発生したことはどのように公表されますか。

A 公表は大阪府が取りまとめて行っています。公表内容は居住地、年代、性別等です。感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、発生状況等に関する情報を公開する必要があります。なお、情報の公開にあたっては、感染者等に対して不当な差別や偏見が生じないように個人情報の保護には留意して行います。

Q4 同じ建物の別の階や同じフロアの店舗にも知らせなければなりませんか。

A 保健所として必要があると判断した場合はご連絡しますが、濃厚接触者がその店舗になれば知らせる必要はありません。

Q5 調査の際、保健所の職員は防護服を着てくるのですか。

A 調査は普通の服装で伺い、マスク着用の上複数人で行います。

Q6 周りの人への感染させる可能性はいつからありますか。

A 発熱や咳などの呼吸器症状が出た日の2日前から周りへ感染させる可能性があります。

Q7 新型コロナウイルス感染症でないことを証明するために検査をすることはできますか。

A 検査は発熱や呼吸器症状等がある方や感染者の濃厚接触者等に行います。かかっていないことの証明のために検査をすることはできません。

Q8 濃厚接触者と同居している人はどうすればいいですか。

A 濃厚接触者と接する際はマスクの着用やこまめな手洗い等をお願いします。濃厚接触者の食器や衣類は通常通りに洗えます。その他、厚生労働省「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(出典：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html) をご参照ください。

令和 2 年 7 月 28 日

「府政運営の基本方針 2020」改定（案）

第 1 基本方針

1. 基本的な考え方
2. 政策創造の方向性（重点的に取り組む分野）
3. 行財政改革

第 2 知事重点事業

「府政運営の基本方針」とは…

大阪府がめざす将来像の実現に向け、「政策創造（重点的に取り組む分野）」や「行財政改革」等に関し、全庁統一の視点により取り組むべき府政の大きな方向性を示すもの。

新型コロナウイルスが、世界でパンデミック化し、府民の命や暮らし、社会経済活動などにも様々な影響を及ぼしている。これらの影響を踏まえ、府民の命を最優先に、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持との両立に重点的に取り組んでいくため、以下の通り、基本方針を改定する。

第1 基本方針

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルスが、世界中の人々の尊い命と健康を脅かし、経済にも大打撃を与えている。そのような中、府では、府民の命を守ることを最優先に、感染拡大の第1波を抑え込む一方で、コロナにより経済活動が停滞し、大きな影響が生じている事業者に対する支援金や新たな制度融資の創設など、かつてない規模の対策を講じている。

一旦は落ち着いたかに見えた感染者数の状況が日々変化するなど、コロナとの厳しい闘いは長期戦となる。「コロナとの共存」を前提に、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念も踏まえ、真に支援が必要な府民や事業者をしっかり支えながら、未曾有の危機を乗り越えていく。そして、2025年大阪・関西万博も見据え、コロナを克服した先にある、「世界の中で躍動し、成長し続ける大阪」の未来をつくっていく。

そのために、医療・経済の両面から府民の命を守るため、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持との両立を図る。

まず、今後の感染拡大の波に備え、「大阪モデル」による感染拡大防止の推進をはじめ、検査・医療提供体制の確保・充実やクラスター対策の強化などにより、感染症対策を最大限に講じつつ、社会経済活動のダメージを最小限に抑えていく。

あわせて、大阪経済を支える取組みを強力に後押しする。外出自粛等により深刻な影響を受けている、宿泊、観光、飲食関連産業などに対する需要喚起の取組みを推進するとともに、雇用の不安を抱える女性や高齢者、若者に対する支援など、事業の継続や雇用を守る取組みを強化していく。

さらに、コロナ禍の暮らしを支えるセーフティネットを充実させる。所得の減少により生活に不安を抱える方や、高齢者、障がいのある方などが、安心して暮らせるよう、府民の生活を支える取組みをきめ細かく講じていく。

子どもたちに対しては、オンライン授業を含むICT教育の環境整備や、部活動の全国大会中止を受けた代替大会の開催支援など、学びを保障し、成長を育む取組みを推進する。

また、コロナによって、これまでの社会経済活動全般において、考え方や価値観が大きく転換。社会の変容を見据え、テレワークの推進や「3密」を回避する取組みなど、「新しい生活様式」への対応促進を図る。

そして、こうしたコロナ対策に重点的に取り組むとともに、コロナを乗り越えた先にある大阪の成長・発展の基盤を確かなものにしていく。

成長・発展を支える安全・安心に引き続き万全を期すため、これまで多くの自然災害に見舞われた教訓を糧に、災害対応力の強化を図る。

また、コロナ後の日本経済をけん引し、大阪の成長の起爆剤となる、2025年大阪・関西万博の成功に向けた準備をはじめ、府域全体のスマートシティ化やスタートアップ・エコシステムの構築、IR誘致の推進などの取組みを着実に進めていく。

コロナをはじめ、自然災害など様々な危機リスクを抱える我が国において、今まさに求められるのは、東京と並ぶ「強い自治体」。東西二極の一極として、日本の成長をけん引する「副首都・大阪」を早急につくり上げなければならない。「副首都・大阪」へと力強く前進できるよう、持続可能な成長・発展の基盤となる大阪都構想の実現をめざす。

施策の推進にあたっては、市町村・企業・大学等とより一層連携していくとともに、最前線で行政サービスを担う市町村の基礎自治機能の充実を図るため、積極的なサポートを行うなど、全ての関係者の力を結集し、取組みを進めていく。

2. 政策創造の方向性（重点的に取り組む分野）

令和 2 年度の今後の府政運営にあたっては、基本的な考え方に沿って、「命を守る最大限の感染症対策」を政策として上位に位置付けるとともに、「大阪経済を支える集中的取組み」に重点的に取り組むこととする。

あわせて、「暮らしを支えるセーフティネットのさらなる充実」に注力するとともに、「コロナを乗り越えた先にある大阪の成長・発展の基盤づくり」を着実に推進していく。

以上の柱立てで、次の重点的に取り組む分野を設定し、全庁一丸となって政策創造を図る。

（1）命を守る最大限の感染症対策

- 今後の感染拡大の波に備えた検査・医療提供体制の確保・充実、クラスター対策の強化
- 重症化リスクの高い府民への対応強化
（院内感染対策の強化、福祉施設における感染防止策の推進など）

（2）大阪経済を支える集中的取組み

- 打撃を受けている産業に対する需要喚起などの取組みの推進
- 事業の継続と雇用を守る取組みの強化

（3）暮らしを支えるセーフティネットのさらなる充実

- 府民生活を支える取組みの強化
- コロナ禍における子どもたちの学びの保障、成長を育む取組みの推進
- 「新しい生活様式」への対応促進

（4）コロナを乗り越えた先にある大阪の成長・発展の基盤づくり

- 自然災害の教訓を踏まえた災害対応力の強化
- 将来の大阪の成長・発展を担う取組みの推進
（万博成功に向けた準備、スマートシティ化の推進、スタートアップ・エコシステムの構築、IR 誘致の推進など）

3. 行財政改革

コロナ対策への財源の重点配分や事務事業等の見直しを機動的に行うとともに、府民・企業・市町村・国との連携を深め、社会全体で課題解決する「起点」としての役割を果たすなど、「組み換え（シフト）」と「強みを束ねる」を視点に、自律的で創造性を発揮する行財政運営を行う。

（1）健全で規律ある財政運営の実現

◇令和 2 年度予算編成の基本的な考え方

依然として厳しい財政状況が続く中、これまで、医療・経済の両面から府民の命を守るため、累次の補正予算を編成しており、今後も、コロナ対策やコロナを乗り越えた先にある大阪の成長・発展のための施策に限られた財源の重点配分を行う。

そうした中でも、財政運営基本条例に基づき、将来世代に負担を先送りしないことを基本に、財政規律、計画性及び透明性の確保に取り組み、健全で規律ある財政運営を行っていく。

◇厳しい財政状況への対応

これまで、医療・経済の両面から府民の命を守るため、多額の財政調整基金を取り崩し、様々な対策を機動的に講じてきた。

2 年 2 月の「財政状況に関する中長期試算 [粗い試算]」では、今後も多額の収支不足額が続くと見込まれており、さらに、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響により、財政状況が一層厳しいものになることから、国交付金等の活用や、年度を通じた効果的・効率的な予算執行により、必要な財源確保に努める。

（2）組織運営体制

◇令和 2 年度の組織体制と人員編成

事務事業の見直しや事務の効率化等による組織のスリム化に努めつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に必要な組織人員体制の整備を行うとともに、部局横断的な応援体制を敷いて柔軟な人員配置を図る。

◇働き方改革の実現

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえつつ、大阪府庁版「働き方改革」をさらに進化させ、柔軟な働き方をより進めるとともに、長時間労働の是正などに一層取り組み、働く職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を図る。

(3) 事務事業シフト

◇令和 2 年度の事務事業や組織・人員体制の見直し

新型コロナ対策に集中的・重点的に取り組むため、令和 2 年度当初予算で編成した事務事業や組織・人員体制について、緊急避難的に見直しを行う。

これにより確保した財源や人員については、新型コロナにかかる事業や組織体制の強化等に活用する。

第 2 知事重点事業

知事重点事業は、「第 1 基本方針」に基づき、事務事業シフト会議による事務事業の見直しや、9 月補正予算編成作業等を踏まえ、決定する。